

平成27年度国立大学法人東京医科歯科大学年度計画



国立大学法人

東京医科歯科大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに関する計画

- 1 入学試験方法・内容について、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するシステムの構築等、今後の入試改革に向けた具体的な検討を開始する。
また、引き続き高大連携や地域・自治体との連携を推進し、入試広報を含む教育情報の発信を充実させる。

○教育課程、教育方法に関する計画

(学士課程)

- 2 将来の医療人としての自覚を促し、動機付けるためのプログラムを充実させる。
- 3 評価結果に基づき、教養教育プログラム改善に向け、教育内容を充実させるとともに、英語による授業導入について具体的検討を行う。
- 4 評価結果に基づいて連携教育プログラムを改善、実施することにより、教育内容の充実を図る。
- 5 ICT教材の改良・活用支援を促進し、各学科で実施している自己問題提起・解決型授業を充実させた上、検証・評価を行う。
- 6 スーパーグローバル大学創成支援事業で展開するプログラム等によって、留学生との交流、海外派遣前の準備教育を充実させる。
- 7 評価結果に基づき、医歯学融合教育カリキュラムのさらなる改善を図り、教育体制の高度化、効率化を推進するとともに、第3期中期目標期間に向けた医歯学融合教育に関する検討を開始する。
- 8 既存の大学間連携について充実させるとともに、教育資源の有効利用を図る。特に四大学連合については、新たな共同事業に係る検討・調整を行い、事業実施に向けた準備を開始する。
- 9 研究者早期育成コースや研究者養成コースへの入学を促進するとともに、大学院進学への動機付け及び接続に配慮した教育内容を充実させる。

(大学院課程)

- 10 医療系総合大学として、より効率的な大学院教育体制を構築するための検討を始める。また、複数の教育部門を統合し、教育改革の推進にあたる「統合教育機構（仮称）」を構築する。
- 11 評価結果に基づき、海外提携大学との学生交流を推進するとともに、グローバルヘルスリーダー養成コースの新設準備を実施する。

- 12 東京コンソーシアム（大学間連携共同教育推進事業）など、大学間の連携・連合を活用した大学院分野における教育活動の推進・充実を図る。
- 13 社会人大学院生の履修環境を充実させる。

○教育の成果・効果の検証に関する計画

- 14 各学部・学科及び研究科において実施している教育の成果・効果について検証を行い、その結果を教育システムの改善に反映させる。

○成績評価に関する計画

- 16 各学部・学科及び研究科における試験方法、成績評価システムの妥当性について検証及び改善を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教職員の配置に関する計画

- 17 教育改革の推進にあたる「統合教育機構（仮称）」を編成するとともに、戦略的な教職員配置を進める。

○教育環境の整備に関する計画

- 18 引き続き、教育環境の整備を推進し、多様なメディアを活用した教育体制の充実を図る。

○教育の質の改善のためのシステムに関する計画

- 19 各学部・学科及び研究科で実施しているFD研修を充実させる。
- 20 各学部・学科及び研究科で行っている教育の成果・効果について検証を行い、その結果をもとにカリキュラム、授業内容等の改善を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生の学習と生活支援に関する計画

- 21 学生支援・保健管理機構において、修学、生活及びハラスメント等の相談・支援を強化するとともに、健康指導・管理システムをさらに充実させる。
- 22 学生の就職支援策を推進するとともに、学生の経済的支援の方策の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準に関する計画

- 23 学部、研究科、研究所等を超えた有機的連携によって、重点領域の研究を推進する。
- 24 重点研究領域の拠点化を行い、国内外の研究機関との連携を展開する。

○成果の社会への還元等に関する計画

- 25 研究成果を広く公表するとともに社会へ還元するため、リサーチ・ユニバーシティ推進機構を中心にURA室と広報部が連携して研究情報を積極的に発信する。
- 26 両附属病院において治験の実施を引き続き促進するとともに、研究成果のライセンス化を進め、研究情報を社会へ積極的に発信する。また、イノベーション推進のための学内組織を本格稼働させる。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究者の配置に関する計画

- 27 研究者の新規採用では国際公募やメンター制度などのテニュアトラック制度に準じた手続きや支援体制を積極的に活用して、若手研究者、女性研究者を優先的に採用し、優秀な人材を適切に配置する。
- 28 学長のリーダーシップに基づき、研究推進協議会を中心に学部・研究科・研究所等を一層連携させた研究実施体制の構築を図る。

○研究環境の整備に関する計画

- 29 学長のリーダーシップの下、研究・産学連携推進機構が中心となり、リサーチ・ユニバーシティ推進機構と連携し、全学的に支援すべき戦略的な研究活動に重点的な研究資金の配分を行う。
- 30 世界最高水準の先端研究拠点の形成とその維持・発展のため、設備等の一括管理体制の構築と整備を行う。
- 31 継続的な見直しにより統合した研究・産学連携推進機構、学内共用センター及び各研究センターの更なる研究支援体制の強化・充実に向けた取組を行う。
- 31-2 リサーチ・ユニバーシティ推進機構・URA室が中心となり、競争的資金の積極的な獲得を行うとともに、研究支援等、国際競争力を強化するための研究環境を整備し、研究力強化を促進させる。

○研究者支援に関する計画

- 32 優秀な大学院生及び若手研究者の経済的支援や研究費支援を行う。
- 33 学生支援・保健管理機構（学生・女性支援センター）と研究・産学連携推進機構が連携し、育児などで研究時間に制約がある女性研究者に研究補助員を配置するなど女性研究者の支援を強化・充実させる。

○知的財産の創出等と社会への還元に関する計画

- 34 重点領域の研究を推進するため、学部、研究科、研究所等を超えた有機的連携の強化を図るとともに、イノベーション推進のための学内組織を本格稼働させ、知的財産の実用化及び事業化を進め、大学発ベンチャー創出の積極的支援を行う。

○研究の質の向上システムに関する計画

- 35 研究者の評価システムや、優れた研究者に対するインセンティブ付与について継続的に見直しを行う。

○共同利用・共同研究拠点に関する計画

36 難治疾患共同研究拠点の共同研究、共同利用による拠点活動を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○社会との連携・協力に関する計画

37 企業や関係研究機関等との連携研究を推進するとともに、地域医療機関との連携・協力を充実させる。

○社会貢献に関する計画

38 公開講座や社会人を対象とした教育プログラム等を実施するとともに、継続的に見直しを行う。公開講座については、小中学生を対象とした医療・健康に関する体験実習を新たに企画・実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○国際化に関する計画

39 グローバルヘルスリーダー養成コースの新設準備を実施するとともに、国際交流センターの改組を含め国際化を支援するための学内体制の再構築を図る。

40 学生支援・保健管理機構の下、留学生に対する学習支援、生活支援を拡充するとともに、引き続き優秀な留学生確保のための活動を推進する。

41 医歯学領域の国際的な教育・研究ネットワークの構築を推進するとともに、リカレント教育や海外連携機関との共同研究等による国際貢献を推進する。

41-2 国際教育研究拠点を中心に海外の大学院と連携し、ジョイント・ディグリーコース開設に向けた制度設計を完成させ、主要な準備作業を完了させる。

42 医療・歯科医療の国際ネットワークの構築を推進するとともに、医療を通じた国際貢献を推進する。

42-2 統合教育機構（仮称）を設置し、英語で行う教養授業科目を平成28年度に4科目導入するための取組や、学士課程期間中での海外経験者の割合を22%とするための取組等を進め、スーパーグローバル大学創成支援事業を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○管理運営体制の強化に関する計画

43 各診療科や病院全体の運営の効率化と財政基盤の充実に資するよう、病院予算配分について新たな仕組みを構築するとともに、部門別原価計算等のデータを分析・評価し、外部有識者の参画による検討を行い、活用を図る。

44 将来構想計画をもとに、効率的な病院運営を推進するための運営体制を充実させるとともに、施設・設備のマスタープランをふまえ整備を進める。

○安全で良質な医療の提供に関する計画

- 45 医療安全対策講習会の開催や医療安全マニュアルの見直しにより、病院職員の意識向上を徹底する。
- 46 両附属病院において、地域医療における病診連携のための体制整備を推進し、患者及び地域への医療サービスの向上を図る。
- 47 スポーツサイエンス機構及び長寿健康推進センターの取組等を通じ、両附属病院の連携をさらに強化し、チーム医療による重点的・横断的な診療体制の充実を図る。

○臨床研究の推進と医療の高度化に関する計画

- 48 両附属病院の連携を強化するとともに、研究成果の臨床への応用や先端医療の導入を推進する。併せて、国の臨床研究に関する倫理指針の見直しに対応した臨床研究推進体制の充実を図る。
- 49 高度医療、専門的医療の実施体制の問題点等について整理・分析するとともに、先端治療センターによる横断的な診療体制を充実させる。

○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画

- 50 最新の医療セミナー等を開催し、先端的医療知識の理解と普及を図り、職種間の連携を促進するとともに、実践的・効率的な方策に基づき、卒前教育・卒後研修を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略に関する計画

- 53 学長のリーダーシップの下に、各推進協議会・戦略会議において、大学運営に関する企画立案、経営戦略をさらに推進する。

○戦略的な学内資源配分に関する計画

- 54 学長のリーダーシップの下で、経営戦略に沿った学内資源配分をさらに推進する。

○教育研究組織の見直しに関する計画

- 55 各推進協議会・戦略会議と各部局が連携しながら、社会的なニーズ等を踏まえ、教育研究組織の見直しを行う。
- 55-2 ジョイント・ディグリーコースの開設等、海外の大学院との連携強化に向けた調査を行う。特に、ガーナ大学との連携強化について検証を行う。

○人事の適正化に関する計画

- 56 教職員の人事評価システムについて検証した上で、必要に応じて見直しを図るとともに、年俸制の拡充など柔軟で多様な人事制度を推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の見直しに関する計画

57 継続的に業務の見直しを行うとともに、第三期中期目標・中期計画を見据え事務組織の機能・編成・職員配置の見直しに係る新たな検証体制の構築に向けた準備を行う。

○事務処理の効率化・合理化に関する計画

58 引き続き、業務の効率化・合理化計画を推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○外部資金の確保に関する計画

59 技術交流・技術移転イベント等において、本学発の技術や知的財産を発信し、外部資金の獲得増を図る。

60 研究・産学連携推進機構において、外部研究資金公募情報等について学内周知を徹底するとともに、URA室と連携し、外部資金の獲得増を図る。

○附属病院収入の確保に関する計画

61 外部有識者の参画による検討を行い、両附属病院の診療体制の見直しを進めるとともに、役務契約や医薬品・医療材料の契約内容等の精査による経費節減、私費料金の改定など諸料金の見直し等を行い、経営改善を進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する計画

63 保守・委託契約や購入契約の見直し等による管理的経費の節減及び省エネルギー計画を推進する。

64 上記の見直し及び計画の策定状況を踏まえ、節減方策を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の運用管理に関する計画

65 学内資金の効率的・効果的な運用を検討し、順次実施する。

66 物品再利用及び共同利用を推進し、効率的・効果的な運用を行う。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画

67 評価システムの改善充実を図り、自己点検・評価、年度評価等を適切に実施するとともに、大学機関別認証評価を受審する。

68 P D C Aサイクルを促進し、自己点検・評価、年度評価等の結果を大学運営に適切に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○情報公開の推進に関する計画

69 広報部を通じて全学的な広報について引き続き見直しを行い、国内外に向けて情報公開及び情報発信を強化する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の有効活用の推進に関する計画

70 学内スペースの流動的・弾力的な利用を推進するため、点検評価を継続し、必要に応じて既存施設の再配置を実施する。

71 施設の長期的な利用を目的とする修繕計画に基づき、維持管理を行う。

72 地球環境に配慮した運営計画を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理に関する計画

73 労働安全衛生管理を徹底するとともに、災害・事故等に対する安全管理体制を充実させる。

74 情報セキュリティに関するポリシー及び対策基準等について、見直しを行い、セキュリティの強化を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守に関する計画

75 監査室が監事及び会計監査人と連携し、適正な業務運営が行われているか、内部監査にて検証するとともに、監査結果について、法人運営に適切に反映させる。

76 研究活動に係る不正行為防止を徹底し、法令遵守に関する啓発及び研修を行う。また、不正行為を未然に防止するための措置を継続実施する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 41億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

次の財産について、譲渡手続を進める。

1) 国府台地区の土地の一部(千葉県市川市国府台2丁目1番31 76.10㎡)

2. 重要な財産を担保に供する計画

医学部及び歯学部附属病院における施設の整備に必要となる経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供す

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は
「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
【施設整備費補助金】 ・ライフライン再生(中央監視設備) ・基幹・環境整備(中央監視装置等更新) ・基幹・環境整備(エレベーター更新) 【長期借入金】 ・基幹・環境整備(中央監視装置等更新) ・基幹・環境整備(エレベーター更新) 【国立大学財務・経営センター施設費交付金】 ・小規模改修	1,556	施設整備費補助金(384) 長期借入金(1,123) 国立大学財務・経営センター施設費交付金(49)

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 金額は見込みであり、上記の他業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

経営戦略に沿った学内資源配分を学長のリーダーシップの下でさらに推進する。

教職員の人事評価システムについて検証した上で、必要に応じて見直しを図るとともに年俸制の拡充など柔軟で多様な人事制度を推進する。

(参考1) 平成27年度の常勤職員数2,340人
また、任期付職員数の見込みを755人とする。

(参考2) 期間中の人件費総額見込み21,714百万円

(別紙)

○予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等

(別紙)予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成27年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,448
施設整備費補助金	384
補助金等収入	1,113
国立大学財務・経営センター施設費交付金	49
自己収入	34,524
授業料及入学金検定料収入	1,605
附属病院収入	32,477
雑収入	440
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	4,790
長期借入金収入	1,123
目的積立金取崩	209
計	55,643
支出	
業務費	44,913
教育研究経費	12,748
診療経費	32,165
施設整備費	1,556
補助金等	1,113
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	4,790
長期借入金償還金	3,268
計	55,643

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

[人件費の見積り]

期間中総額21,714百万円を支出する。(退職手当は除く)

※「産学連携等研究費収入及び寄付収入等」のうち、前年度よりの繰越し額からの使用見込み額 144百万円

2. 収支計画

平成27年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	51,959
業務費	47,095
教育研究経費	4,863
診療経費	16,633
受託研究費等	3,110
役員人件費	148
教員人件費	8,367
職員人件費	13,972
一般管理費	998
財務費用	478
雑損	—
減価償却費	3,387
臨時損失	—
収入の部	
經常収益	54,548
運営費交付金	13,145
授業料収益	1,330
入学金収益	185
検定料収益	37
附属病院収益	32,755
受託研究等収益	3,110
補助金収益	571
寄附金収益	1,182
財務収益	1
雑益	946
資産見返運営費交付金等戻入	526
資産見返補助金等戻入	361
資産見返寄附金戻入	387
資産見返物品受贈額戻入	3
臨時利益	—
純利益	2,588
目的積立金取崩益	209
総利益	2,797

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

3. 資金計画

平成27年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	69,438
業務活動による支出	47,425
投資活動による支出	3,430
財務活動による支出	4,269
翌年度への繰越金	14,313
資金収入	69,438
業務活動による収入	53,573
運営費交付金による収入	13,146
授業料及入学金検定料による収入	1,605
附属病院収入	32,477
受託研究等収入	3,110
寄付金収入	1,113
補助金等収入	1,181
その他の収入	938
投資活動による収入	434
施設費による収入	433
その他の収入	1
財務活動による収入	1,123
前年度よりの繰越金	14,306

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

(別表)学部の学科、研究科の専攻等

医学部	医学科	623 人	(うち医師養成に係る分野 623 人)
	保健衛生学科	360 人	
歯学部	歯学科	320 人	(うち歯科医師養成に係る分野 320 人)
	口腔保健学科	155 人	
医歯学総合研究科	医歯理工学専攻	215 人	(うち修士課程 215 人)
	医歯学系専攻	756 人	(うち博士課程 756 人)
	生命理工学系専攻	75 人	(うち博士課程 75 人)
	口腔機能再構築学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	顎顔面顎部機能再建学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	生体支持組織学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	環境社会医歯学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	老化制御学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	全人的医療開発学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	認知行動医学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	生体環境応答学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	器官システム制御学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
	先端医療開発学系専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)
保健衛生学研究科	総合保健看護学専攻	24 人	(うち博士課程 24 人)
	生体検査科学専攻	42 人	(うち修士課程 24 人 博士課程 18 人)
	看護先進科学専攻	26 人	(うち博士課程 26 人)
	共同災害看護学専攻	4 人	(うち博士課程 4 人)
生命情報科学教育部	高次生命科学専攻	0 人	(うち博士課程 0 人)